

# 伊方町農業支援センターだより

Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's



## サンテ・袋掛け・収穫支援!!

サンテ・袋掛け・収穫作業の時期となります。  
被覆・収穫・運搬作業をおまかせください。

随時申込み受け付けています。

お近くの営農管理センター・出張所・事業所にお問い合わせください。

伊方営農管理センター

(電話38-0385)

町見事業所 (電話39-0311)

瀬戸出張所

(電話53-0211)

三崎出張所 (電話54-1122)

# No.17

企画発行/伊方町地域担い手育成総合支援協議会 (伊方町農業支援センター内)

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993-2

J Aにしうわ伊方支店 営農管理センター内

TEL(0894)38-0311 FAX(0894)38-1063

◆瀬戸・三崎地区の受付窓口◆

瀬戸支所地域住民室 TEL(0894)52-0113

三崎支所地域住民室 TEL(0894)54-1116

# 農作業支援希望申込書

《負担金額 1日 8,000円》

申込日 平成 年 月 日

〒

住 所

申込者氏名 ④ 年齢 才

電話番号

F A X

携帯番号

1	希望作業内容	(出来るだけ詳しく記入下さい)
2	支援希望日	月 日頃～ 月 日頃
3	希望人数	名を 日ぐらい ( 人役)
4	予定作業場所 (園地名・地番)	(面積 a)
5	備 考	

農作業支援を希望される方は下記の事項をご確認いただき必要事項を記入の上、最寄の営農管理センター・出張所・事業所に提出ください。作業（支援）計画をたて早めに申し込み下さい。

## CONTENTS

1. 農作業支援募集
2. 農作業支援希望申込書・目次
3. 農作業支援の条件等（時期、作業内容ほか）  
労災保険に加入していますか？
4. 大学生の力を利用してみませんか？  
ニューフェース紹介（二見 中村将士さん）
5. 新たに農業を志す方への支援を！
6. 新規就農者の補助事業紹介  
（青年就農給付金&JA新規就農応援事業）
7. いのしし駆除を学ぶ  
町青年農業者協議会活動報告
8. 知っていますか？補助事業

## 農作業支援要件

### 1. 支援作業

サンテ・袋掛け作業                      収穫作業                      防風垣、草刈り等基本管理作業

### 2. 時 期

サンテ被覆作業              デコボン・せとか・甘平      :    9月上旬～12月下旬  
袋掛け作業                      清見・紅まどんな              :    10月上旬～12月下旬

### 3. その他条件

- ・農家負担金（賃金）は、1日8,000円とし、後日口座引き落としで徴収します。
- ・作業に必要な農機具や消耗品・燃料等は準備してください。但し、草刈機、チェーンソー等をJAから借りて作業をする場合は、リース料金2,000円/日が必要です。
- ・勤務時間は、午前8時から午後5時（休憩1時間 実働8時間）です。
- ・申込みは1日単位とし、時間単位や半日だけの申込みはできません。
- ・支援する日程や人数を事前にご連絡します。
- ・悪天候などで作業ができない場合は、その都度相談をさせていただきます。
- ・農家の方と一緒に作業を行いますので、指導・指示をお願いします。



～事業主のみなさんへ～

## 労災保険に加入していますか？

平成27年度 西宇和管内の農作業事故報告数 **33 件**

事故の主な原因	傷病内容
・三脚や脚立から転落	骨 折      15件
・雑草や傾斜地で足を滑らせて転倒	打 撲      8件
・段々畑の端から下の段へ転落	裂 傷      5件
・枝が折れるなどで木から転落	その他      5件
・モノレール等、農機具取り扱い中の事故	

みかん採り等の農作業のために雇った人（労働者）が仕事中にケガをしたときには、事業主が治療費を負担し、そのケガのため働けないときは、休業補償を支払うことが義務づけられています。しかし、大きな事故が起きた場合には、十分な補償ができない場合もあります。

そこで、労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を得られるように労災保険制度が設けられています。労災保険に加入していれば、労働者が業務中や通勤途中にケガをしたり、業務がもとで病気になったりした際に、治療費等の給付、障害が残った場合の給付、遺族への給付などを労災保険から支払うことができます。

労災保険のお問い合わせ・ご加入等のお申込みは、お近くの営農管理センター・支店・事業所の「労災保険担当者」へご相談ください





# 受入農家募集中!!

## サンテかけまたは収穫作業

松山大学の学生がつくった「オレンジサークル」。このサークルの活動として、農作業支援があり、今年度も実施を予定しています。これまでは、青年農業者が中心となって受け入れを行ってきましたが、今年は受入農家を募集します。「大学生の力を利用したい。」と思われる農業者の方は農業支援センターまでご連絡をお願いします。要件等は下記参考。



### <要件>

- 支援作業は、サンテかけまたは収穫
- 1件の農家受け入れ人数 2～3名
- 日程は土曜日で時間は10：00～17：00（目安）
- ※詳細は、希望のあった受入農家と学生の調整による
- 農家負担は、昼食代。（賃金は不要）

オレンジサークルは、松山大学のゼミ活動で農作業体験を実施していた中から「農業を知りたい」「農業者の手助けをしたい」等の意向を持った学生が集まり平成25年度の年末に結成されたサークルです。サークルでは、結成当初より青年農業者協議会の園地を中心に農作業支援を実施してきました。これまでの実績は、サンテかけや収穫作業を中心にを行い活動状況は平成25年度は5日間で22名、平成26年度は7日間で58名、平成27年度は3日間21名です。



## NEW FACE

伊方町の新規就農者を紹介!!



なかむら  
**中村** まさし  
**将士**

さん

- 年 齢：41歳
- 地区名：田之浦
- 就農年：平成27年12月就農

自分の性格

めんどくさがり。

就農のきっかけ

親の病気がきっかけで実家の山を継ぐことになりました。

農業に対するイメージ

日々の仕事は大変だが可能性は感じています。

今後の目標

仕事の効率化をはかり、より美味しい柑橘をつくる。

伊方町に望むこと

若い世代がたくさん残れるような環境づくり。



## 新たに農業を志す方への支援を！

西宇和みかん支援隊が平成26年度から活動をはじめ、東京・大阪等の都心部等で就農就業者を確保し西宇和管内で農業体験や研修・アルバイトの斡旋を進めています。

その中のひとつの実績として、平成27年7月、東京での新・農業人フェア（就農相談会）で西宇和の農業に興味を持ち、今年3月に八幡浜市の宿泊施設「マンダリン」を拠点に群馬県出身の兒嶋さん御夫妻が就農に向け研修を行っています。兒嶋さんは、西宇和管内の中でも三崎・宮内・真穴・布喜川で農業体験を行い定住先を検討しました。三崎地区の農業研修では、3月28日～4月3日まで二名津の浅野貴光さんの園地にて柑橘苗木定植の実習を行いました。

※写真は、真ん中が研修指導者の浅野貴光さん。左は兒嶋さん。右は兒嶋さんの奥さんです。



このような事業を進めていく中で、受け入れ体制を整備する必要性を実感し、平成28年4月、三崎共選にて同志会、農業後継者等の役員が集まり「新規参入者の受け入れ体制」について協議を行い「三崎地区担い手育成支援チーム」の骨格が出来上がりました。この支援チームは、三崎地区の農業生産者等で構成される就農支援組織で、農業を志す県内外の方に農業の研修指導・就農支援を行います。



9月には新・農業人フェアに参加し、三崎地区の農業及び伊方町の魅力を紹介して伊方町で農業をしてもらえ方を探しに行きます。

農業を志す若い方が伊方町に定住してもらうためには、住宅・農地・倉庫・農業機械等の情報が不足しています。皆様からの情報提供（貸しても良い・売っても良いなど）をお願いします。

※左写真は昨年12月東京会場で開催されたフェアで対応する、三崎地区の青年農業者、真田さんと浅野さん。

※新・農業人フェアとは、「いつかは独立して農業を始めたい」「就職・転職先として農業を考えたい」「農業に興味があるが、何から始めればよいかわからない」など、農業をやることに興味のある様々な方が気軽に情報を得られる日本全国で気軽に話が聞ける就農相談会。

# 青年就農給付金(経営開始型)申請受付中!!

## Q 青年就農給付金とは?

若い人の就農への意欲を高め就農後も安心して農業を続けていただく為、経営が安定しない就農直後の所得が確保できるよう年間150万円(最長5年間)を給付する制度です。

### ◇給付要件

- ①就農開始から5年未満で農業を始める(始めた)時の年齢が45歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲があること。
- ②独立・自営就農であること。
  - ※独立・自営就農とは次のすべての要件を満たすこと
    - ・農地の所有権または利用権をもっていること
    - ・農業機械・施設を所有するか借りていること
    - ・生産物や生産資材を申請者の名義で出荷及び取引をしていること
    - ・農産物の売り上げや経費の支出などを申請者の通帳及び帳簿で管理していること
    - ・農業経営に関する主宰権を申請者がもっていること
- ③青年等就農計画の認定を受けた者であること
- ④農業経営を開始して5年後までに、農業で生計が成り立つ計画であり、かつ、計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- ⑤経営を継承する(一部または全部)場合は、農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、給付期間中に新規作目の導入等新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると町長に認められること。
- ⑥町が作成する「人・農地プラン」に「今後中心となる経営体」として位置づけられること。
- ⑦原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと
- ⑧一農ネットに加入
- ⑨平成23年4月以降に農業経営を開始した者



### ◇給付金額

経営開始初年度は、給付期間1年につき150万円

経営開始2年目以降 350万円 - (前年の総所得(給付金は除く)) × 3/5 の額

前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を支給

## JAの新規就農応援事業

JAバンクアグリ・  
エコサポート基金

種や苗、肥料の購入など、農業経営にかかる費用を助成します。

- 対象者 独立新規就農者(親元・雇用就農者は対象外)
- 助成要件 認定新規就農者、かつ、独立就農者であること  
就農後、3年以内、かつ、18歳以上45歳未満であること  
申請時点で営農しており、今後も継続する見込みであること
- 助成金額 年間最大20万円(一人あたりの申請は3回まで)
- 注意点 本事業の助成を受けるには、事前申請が必要です。  
申請数により、要件を満たしていても助成額の減額または受けられない場合もあります。
- 事前申請期間

平成28年9月1日～平成29年2月28日

助成申請期間(本申請)

平成29年5月1日～平成29年6月30日





# 効率の良いのしし駆除を学ぶ！

8月4日、町青年農業者連絡協議会会員13名は有害鳥獣駆除の視察研修を行った。有害鳥獣の被害が多発している今日、駆除方法で効率的な方法を取り入れている先進地を視察し、システムの導入検討を含め本町の有害鳥獣駆除に活かすことを目的に実施した。

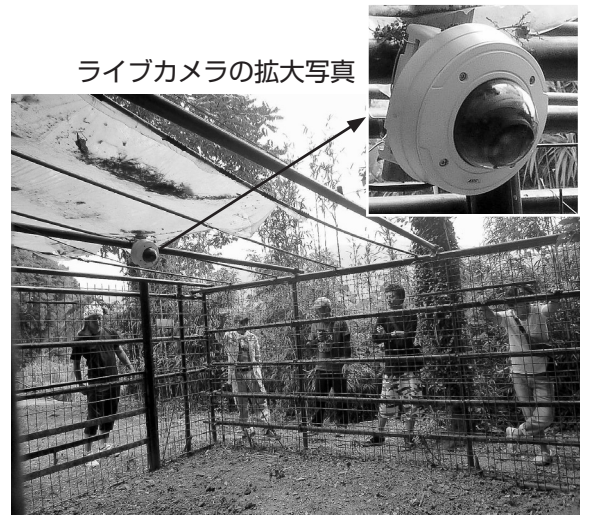
視察先は、西予市三瓶町蔵貫。「三瓶町4Hクラブが運用を行っている遠隔監視型捕獲システム」の研修を行った。システムは、イノシシの箱檻などへの侵入をセンサーで感知し、利用者にメールを配信するとともに、スマートフォンなどでライブカメラの映像を確認しながら、最適なタイミングで檻の扉を閉めることができる。檻は、群れを一度に捕獲するため横4m×縦6m×高さ2mの大型なもの。また、扉を閉めた後捕獲されたイノシシが脱出しようと檻に体当たりを続けるため、骨組は鋼管及び鉄筋柵は6mmの製品を使用。(通常畑を守るために使用している鉄筋柵は5mm) 檻の上下に骨組みの鋼管を結合し、檻の広がりを防止。



このほか、運営している会員から教えていただいた情報を記載する。

- ・ 檻について 既製品は高い。鋼管や鉄筋柵の材料を揃えて設置したほうが3割は安価
- ・ 檻の設置場所は問わない。えさを毎日切らさなければいのにししは寄ってくる。大型のため、設置場所の造作が必要な場合あり。材料運搬や捕獲したイノシシ搬出を考慮すると道路に近いところ。NTTドコモの電波が入ることが必須。草が生えるとイノシシは寄らない。除草剤を使用して草がないようにしておく必要がある。
- ・ 入口の高さが1m程度。成獣が入口付近でしきりに上部を気にする姿がセンサーカメラに残っている。
- ・ 有害鳥獣駆除期間中は、捕獲したイノシシは生きたまま小型の檻に移して「加工施設 ししの里せいよ」へ持ち込む
- ・ 運用方法としては、蔵貫地区内4カ所に檻を設置。遠隔監視型捕獲システムは1セット。4カ所の檻の入口に設置したセンサーカメラにより日々観察し、檻の中に群れ全てが入りそうだと判断した檻にシステムを設置し捕獲を行う。
- ・ 檻の扉をスマートフォンで操作するが、時間差はわずか。(1秒はない)しかし、運用上で扉を閉めた時にいのししの鼻先が扉の下側に入り逃げられたケースがあった。

ライブカメラの拡大写真



視察を終え、システムの導入を含めた協議の中では「経費の割には実績が今ひとつ」「成獣が入りにくいのであれば入りやすい改良が必要」等多様な意見が出た。今後も、協議を重ねて本町の有害鳥獣駆除に活かしていく。

## 農業者のみなさん。いろいろな補助事業を知っていますか？ ご自身の経営改善にあった事業があれば活用しましょう。

### 果樹経営支援対策事業（国・町） H28～H32

内容：優良品種への転換や小規模園地の整備を支援し、競争力の高い産地を育成する  
園内道整備、モノレール整備、用水灌水施設整備、改植  
補助：国 1 / 2 町 2 / 10 受益者 3 / 10

### 次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業（県・町） H28～H32

内容：労働力や担い手の確保、園地力強化、商品力向上を図り、次世代につなぐ果樹産地の育成を図る  
紅まどな・甘平の屋根掛け施設整備、モノレール整備、防風防鳥ネット施設整備  
補助：県 1 / 3 町 1 / 3 受益者 1 / 3

### 産地パワーアップ事業（国・町） H27～

内容：TPP協定を踏まえ、果樹等の産地が創意工夫を活かし農業の国際競争力の強化を図るために、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みを支援する  
集出荷貯蔵施設（100㎡以上で一体的整備）、  
低コスト耐候性ハウス、有機物処理・利用施設等  
改植（同一品種に限る。面積要件は1園地2a以上）  
50万円以上の機械のリース導入経費（既存施設の同等能力の更新は対象外）  
パイプハウス等の生産資材購入経費  
補助：国 1 / 2 以内



### 認定農業者経営改善支援事業（県・町） H23～H29

内容：地域を担う認定農業者が個別経営体としての経営改善だけでなく、集落の課題を解決するための取り組みや集落内の農地集積や農作業受託による規模拡大など、地域農業を維持・発展させるために機械・施設を導入する場合に、経費の一部を助成する。  
トラクター、養液栽培システム、ハウス、プレハブ保冷库  
事業費が50万円以上であること  
補助：県 1 / 3（上限160万円）

### 新規就農支援小規模基盤整備モデル事業（県・町） H28～H30

内容：認定新規就農者が賃貸借契約等に基づき耕作する農地の小規模基盤整備  
かんがい排水事業（畑かん施設の新設、改修又は更新）  
ほ場内農道（農道。軌道等の新設、改修又は更新）  
要件：事業費上限200万円  
補助：県（かんがい排水40%、ほ場内農道50%）

### 新規就業者支援対策事業（町）

内容：新たに農業・漁業に就業する40歳以下の後継者に対し、就業給付金を最長3年間支給し、経営の自立を支援する。  
補助：月額5万円（親元就農） 月額10万円（独立・自営）

### 新規就業者技術研修事業（町）

内容：町内の農業者が年間150日以上専従している40歳未満の後継者で、就業期間が概ね3年以下。先進地等における研修、国・県等の試験研究機関への留学研修、延べ7日以上国・県が行う担い手養成研修等  
補助：町 30万円

### 後継者結婚祝い金支給事業（町）

内容：町内の農業者で年間150日以上専従している後継者で、結婚した年度初日の満年齢が40歳未満の後継者に結婚祝い金を支給  
補助：町 1組 10万円

※各事業は、細かい要件がありますので気になる事業がありましたら農業支援センターまでお問い合わせください。詳細な資料を送付いたします。

